

平成30年度 第5回ニセコ町まちづくり基本条例第4次改正検討委員会  
議事録 まとめ

答申に向けて

- (1) 条例を風化させず、一層の浸透を図る取組み
  - ・職員への徹底  
実際の対応とまちづくり基本条例を照らし合わせて、まちづくり基本条例の理解を深め、これに沿ったまちづくりを行う必要がある。
  - ・まちづくり基本条例内にあえて書き込まない  
議論の余地をつくる。
- (2) コミュニティのあり方について
  - ・自主防災組織  
災害時にどう安否確認を行うか。町内会には防災機能があるため、どういう理由があるから必要で、どう活用するかを明らかにした上で、町内会で個人情報共有する。自主防災組織を作った際に細かく役割分担してしまうとかえって動けなくなるので、あまり決めすぎない。  
→まちづくり基本条例第29条解説文への加筆
- (3) 情報伝達のあり方について
  - ・町内会への加入  
自治の町であることをHPなどでもっと伝えて、転入者に町内会に入ってもらいやすいようにする。また、窓口で町内会長からの手紙を渡すなど、加入してもらいやすいような取り組みを行う。(札幌市の勧誘マニュアルなど参考)
- (4) 意見・要望・苦情等への対応義務等について
  - ・役場内で議論が必要
- (5) 補助金等の活用の際の情報共有
  - ・活用後の情報公開  
どう使って何が得られたか、成果を町民に報告する。

今後の方向性

- ・自主防災組織の検討などを答申に書き加え、答申を作成する。
- ・答申が完成したら、条例解説文内への書き込みについて検討する。

以上